

法令名	消防法	所管課	予防課
処分の種類	事故時の応急措置命令（移動タンク貯蔵所を除く）		
根拠条項	第16条の3第3項	処分権者	市長
根拠条文	<p>法第16条の3第3項 市町村長等は、製造所、貯蔵所（移動タンク貯蔵所を除く。）又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が第1項の応急措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>		
	<p>法文のとおり、製造所等において、危険物の流出、火災、爆発等の事故が発生したときに、所有者、管理者又は占有者が直ちに応急措置を行わなかった場合或いは最善の措置を行わなかったと認められるとき。</p>		
行政手続法適用の有無	有		
意見陳述の機会の付与	不要（理由 行政手続法 第13条第2項第1号）		
区分			
制定年月日	平成6年9月22日		
施行年月日	平成6年10月1日		